議長

それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、 議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1については、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、関連する事項がございますのであわせて審議いたしますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1と、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、代わって柏﨑光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、4月19日に吉田勝紀委員、的板徳市推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下直竹字中橋場地内にある畑2筆、面積530㎡でございます。

農地の現況は保全管理されております。

譲受人は農業経営の開始のために申請されるとのことです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では ジャガイモ、タマネギ、ダイコンなどの露地野菜を作付けするとのことで

また、通作については自宅に隣接しておりますので特段の問題はない と考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であ ると思います。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1に ついて、4月19日に吉田勝紀委員、的板徳市推進委員とともに現地調査 しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下直竹字中橋場地内にある畑2筆42㎡です。

農地の現況ですが、保全管理されております。

周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。

事務局から補足説明をお願いいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1につ いて補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、柏﨑光一委員の説明のとおりです。

譲受人は現在、市内の賃貸住宅に家族5人で居住しています。

譲受人の農作業の経験については、8年以上の経験があります。

譲受人からは今回、ジャガイモ、タマネギ、ダイコンなどの作付け計画 が提出されております。

通作に関してですが、自宅に隣接しておりますので問題ありません。

また、今回、申請地の隣接地に飯能住まい制度を利用し、農地法第5条 の申請により住宅を新築して自家消費を目的とした農業経営を開始する ため申請をするものです。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和5年4月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕耘機1台を導入予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2

議長

事務局

項4号には該当しません。

5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号 5-1 について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は夫婦ともに自然豊かで静かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、現在の住まいの近辺から希望する土地がないか探しましたが、居住地付近では条件に合う土地が見つからず、さらに選定範囲を広げ探していたところ飯能住まい制度を知り、本申請地について制度を活用して申請するものです。

また、申請者は本申請地の隣接地に農地法第3条の申請も合わせて申請 しており、今後、露地野菜等を栽培しながら自然豊かな環境で生活をした いと希望し、申請地を選定したとのことです。

飯能住まい制度としては、68件目の認定となります。類型は農地利用型での認定となります。

申請年月日は、令和5年4月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されない ということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。 私も同行して調査しましたが、柏﨑光一委員の説明のとおりでした。 議長 同行して調査していただいた的板徳市推進委員から何か意見を預かっ ていますか。 特段問題ないとのことでした。 6番 ただいまから質疑に入らせていただきます。 議長 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議 案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1及び議案 第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何 かご意見、ご質問等ございますか 農地としては、表土が固く作付けに適さないように見受けられますが、 4番 どのような計画でしょうか。 農地改良をする計画であると聞き取りをしております。 事務局 議長 他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】 他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請 議長 の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は挙手を願いま す。 【全員举手】 【全員賛成】でございますので、本件については許可するものとします。 議長 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号 5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】 【全員賛成】でございますので、本件については許可すべきものとし、 議長 意見書を付して県に進達いたします。

審議をいたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4 -1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、4月20日に古谷英紀推進委員とともに現地調査をしましたので、その 状況を報告いたします。

申請地は大字矢颪字上ノ台地内にある畑1筆553㎡です。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。

申請人は市内の自宅から車で5分程度の場所に本申請地である農地を 所有しております。

本申請地の近所の方から、近隣に月極の駐車場がなく困っているという 相談を受けました。当該地域においては、貸駐車場を必要としている住民 が多いということで近隣住民の方から本申請地を駐車場にして貸してほ しい旨打診を受けたことから、駐車場の借用を要望する方を募集したとこ ろ、計画している駐車台数を満たす要望者が集まりました。

このことから、今回、本申請地を貸駐車場としたく申請するものです。 申請年月日は、令和5年4月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、

5

第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されない ということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました古谷英紀推進委員から、何か意見等預かっていますか。

10番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号 4-2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大 久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-2について、4月20日に古谷英紀推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字前ケ貫字登リ戸地内にある畑1筆316㎡です。

農地の現況ですが、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。

申請人は市内に居住しており、本申請地を所有し、耕作をしております。 本申請地につきましては、本申請地の近所の方から、近隣に月極の駐車場がなく困っているとの相談を受け、貸駐車場を必要としている住民が多いということが分かりました。近隣住民の方から本申請地を駐車場にして貸してほしい旨打診を受けたことから、駐車場の借用を要望する方を募集したところ、計画している駐車台数を満たす要望者が集まりました。

このことから、今回の本申請地を貸駐車場としたく申請するものです。 申請年月日は、令和5年4月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されない

ということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見 込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた古谷英紀推進委員から、何か意見等預かっていますか。

10番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

1番

駐車場に屋根は付けるのですか。

事務局

計画書では屋根は付けません。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員举手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審 議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。

地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、4月19日に大野忠司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字原市場字原郷地内にある畑1筆353㎡です。

農地の現況ですが、保全管理されております。

周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、市内で製造業を営む法人です。

申請人は、第一工場の老朽化に伴い、建て替えを検討しておりましたが、 工場敷地が土砂災害警戒区域に該当しており、万が一、土砂災害が発生し た場合の従業員の安全面及び経営の保全面を考慮した結果、既存敷地での 建て替えはリスクが高いことから第一工場の移転を計画したものです。

移転の候補地として、「現在の工場から近場であること」、「県道等に面した土地であること」、「適度な広さでインフラ整備が整っているところ」で、かつ、土砂災害警戒区域でないところを候補地として探したところ、当該申請地が条件に適していることから、今回の申請地を工場敷地としたく申請するものです。

申請年月日は令和5年4月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費及び造成費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されない ということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

1番

申請地の東側への影響などはありませんか。

事務局

申請地の東側に宅地がありますが、既に事業など説明し了承を得ております。

4番

申請地は、以前木材の製材業をしていた場所かと思いますが、問題はありますか。

事務局

すでに廃業しています。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員举手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見 書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号 5-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の柏﨑光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、4月19日に吉田勝紀委員、的板徳市推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上畑字前田地内にある田2筆842㎡です。

農地の現況ですが、保全管理されております。

周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、入間市で建設・解体業等を営む法人です。

申請人は、昨年、建築・解体工事業を追加し事業を拡大したことにより、 解体時に出る廃材等を一時的に置く場所として仮置場が必要となりました。また、解体業に従事する従業員の増員による駐車場の確保も併せて必要となりました。

新たに増やす必要のある駐車場3台分及び既存駐車場に置いている社有車3台分、その他従業員の自家用車4台分、また、ダンプ及び重機類ならびに解体時に出る廃材等を分別して配置できる広さの土地が必要であ

り、かつ、住宅が隣接していない場所を条件に土地を探しました。既存事業地付近等で適地を探しましたが条件の合う場所がなく、選定範囲を広げて探したところ、申請地であれば既存事業所と廃材を持ち込んでいる青梅市の産廃業者の中間地点にあり利便性もよく、条件に適していることから、今回の申請地を資材置場としたく申請するものです。

申請年月日は令和5年4月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費、諸経費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されない ということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

同行して調査しましたが、柏﨑光一委員の説明のとおりです。

同行して調査していただいた的板徳市推進委員から、何か意見等預かっていますか。

同様の意見をいただいております。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

貸渡人と借受人との関係を教えてください。

議長

6番

議長

4番

事務局	親子です。
9番	申請地への進入路ですが、大型車などが通行できる幅員はありますか。
事務局	幅員が6メートルあり、通行する車は軽自動車なので問題はありません。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員举手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第4号農用地利用集積計画(案)について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第4号農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	それでは、議案第4号農用地利用集積計画(案)について補足説明いたします。 整理番号1番の方は、利用権の設定の更新になります。 経営作物は主に水稲、大豆、麦などを作付けしております。 整理番号2番の方は、利用権の設定の更新になります。 経営作物は、主にニンジン、サツマイモ等の露地野菜になります。 販路としては、各種商品小売業者へ卸しています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。 次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。 また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。 説明は以上です。 議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。 【なしの声あり】 議長 無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。 【全員举手】 全員賛成でございますので、承認することといたします。 議長 続きまして、報告第1号農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の 非農地通知について、報告第2号農地法第4条の規定による農地転用届 出及び、報告第3号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご 確認していただき、質問等あればお願いいたします。 【なしの声あり】 議長 なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。 【付議案件4「その他」に記載】 以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたし 議長 ましたので、議長の職を降ろさせていただきます。 閉会を柏﨑光一会長職務代理から申し上げます。 事務局

会長職務代理

す。

以上をもちまして、令和5年4月飯能市農業委員会総会を閉会しま